

重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(奈良県指定 第2972700021号)

当施設はご契約者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※ 当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護3」以上と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

◆◆目次◆◆

- 1 施設経営法人
- 2 ご利用施設
- 3 居室の概要
- 4 職員の配置状況
- 5 当施設が提供するサービスと利用料金
- 6 施設を退所していただく場合（契約の終了について）
- 7 残置物引取人
- 8 緊急時の対応方法
- 9 苦情の受付について
- 10 福祉サービス第三者評価
- 11 事故発生時の対応
- 12 非常災害時の対策
- 13 虐待防止について
- 14 身体拘束の禁止
- 15 ハラスメント対策について
- 16 感染症まん延防止について

1 施設経営法人

- | | |
|-----------|----------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 壺阪寺聚徳会 |
| (2) 法人所在地 | 奈良県高市郡高取町壺阪3番地 |
| (3) 電話番号 | 0744-52-3688 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 常盤 勝範 |
| (5) 設立年月 | 昭和36年3月9日 |

2 ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設・平成12年4月1日指定
奈良県第2972700021号
- (2) 施設の目的 原則65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害がある為に常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受ける事が困難な者に可能な限りその有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう、必要な日常生活上の援助及び介護を行う事により心身機能の維持を図る事を目的とする。
- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム光明園
- (4) 施設の所在地 奈良県高市郡高取町清水谷150番地の5
- (5) 電話番号 074-52-2960
- (6) 施設長(管理者) 氏名 新子 康文
- (7) 当施設の運営方針
1. 本事業において提供する施設内介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
 2. 入居者の人格を尊重し、常に入居者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、入居者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に介護計画(ケアプラン)を作成することにより、入居者が必要とする適切なサービスを提供する。
 3. 入居者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明する。
 4. 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
 5. 常に提供したサービスの質の管理、評価を行う。
 6. 介護計画(ケアプラン)が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを実施する。
- (8) 開設年月 昭和56年5月1日
- (9) 入所定員 50名

3 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、ご契約者の心身の状況等により決定します。個室など他の種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申出下さい。但し、空室状況等によりご希望に沿えない場合もあります。

| 居室・設備の種類 | 室数 | 備考 |
|----------|-----|--------------------|
| 個室(1人部屋) | 5室 | 居室内(洗面所、エアコン)約1.5㎡ |
| 2人部屋 | 6室 | 居室内(洗面所、エアコン)約1.8㎡ |
| 3人部屋 | 1室 | 居室内(洗面所、エアコン)約2.8㎡ |
| 4人部屋 | 10室 | 居室内(洗面所、エアコン)約3.3㎡ |
| 合計 | 22室 | |

| | | |
|-------|-----|----------------|
| 食堂 | 1 室 | |
| 機能訓練室 | 1 室 | |
| 静養室 | 1 室 | |
| 浴室 | 2 室 | 一般浴室、特殊(機械浴)浴室 |
| 医務室 | 1 室 | 医療法第7条による診療所認可 |

※ 上記は、厚生省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

※ 居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

(2) 利用に当たって別途利用料金をご負担いただく施設・設備

| 設備等 | 用途 | 設備等 | 用途 |
|-----|----|-----|----|
| | | | |
| | | | |

※ 上記は、介護保険の給付対象とならないため、ご利用の際は、ご契約者に別途利用料金をご負担いただきます。

4 職員の配置状況

令和7年1月1日現在

当施設では、ご契約者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

| 職種 | 配置数 | 指定基準 |
|-------------|----------|---------|
| 1. 施設長(管理者) | 1(兼務) | 1名(兼務可) |
| 2. 生活相談員 | 1 | 1名 |
| 3. 介護支援専門員 | 1 | 1名(兼務可) |
| 4. 介護職員 | 16(常勤換算) | 16名 |
| 5. 看護職員 | 2(常勤換算) | 2名 |
| 6. 機能訓練指導員 | —(兼務) | 1名(配置可) |
| 7. 医師 | 2日(PM)/週 | 必要数 |
| 8. 栄養士 | 1(兼務) | 1名(兼務可) |

※ 常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数(週40時間)で除した数です。

※ 4. 5の職員の和が定員の1/3を下回らない人数を配置します。

〈主な職種の勤務体制〉

| 職 種 | 勤 務 体 制 |
|---------|----------------------|
| 1. 医 師 | 毎週月曜日 13:30～15:30 |
| 2. 介護職員 | 各時間帯における標準的な配置人員 |
| | 早朝： 7:00 ～ 8:00 4名 |
| | 早朝： 8:00 ～ 10:30 5名 |
| | 日中： 10:30 ～ 15:00 6名 |
| | 日中： 15:00 ～ 17:00 5名 |
| | 日中： 17:00 ～ 19:00 5名 |
| | 夜間： 19:00 ～ 7:00 2名 |
| 3. 看護職員 | 各時間帯における標準的な配置人員 |
| | 早朝： ～ 名 |
| | 日中： 8:30 ～ 17:30 2名 |
| | 日中： ～ 名 |

5 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（食事に係る標準自己負担額を除き通常9割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①食事

- ・ 当施設では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食：7:00～9:00 昼食：11:00～13:00 夕食17:00～19:00

②入浴

- ・ 入浴又は清拭を週2回行います。
- ・ 寝たきりでも機械浴槽を利用して入浴することができます。

③排泄

- ・ 排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・ 機能訓練指導員等により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・ 医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・ 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

〈サービスの利用料金〉

(契約書第7条参照)

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用の自己負担額と居室・食事に係る自己負担額の合計金額をお支払い下さい。

また、その他の加算分についても、介護報酬の告示上の額をそれぞれの負担割合に応じてお支払い頂きます。

〈基本施設サービス費〉

| 要介護度 | 単位/日 (1単位10円) | 費用額 (10割) | 1日当たり利用者負担額 | | |
|------|------------------|--------------|-------------|--------|--------|
| | | | 1割 | 2割 | 3割 |
| 要介護1 | 589単位 | 5,890円 | 589円 | 1,178円 | 1,767円 |
| 要介護2 | 659単位 | 6,590円 | 659円 | 1,318円 | 1,977円 |
| 要介護3 | 732単位 | 7,320円 | 732円 | 1,464円 | 2,196円 |
| 要介護4 | 802単位 | 8,020円 | 802円 | 1,604円 | 2,406円 |
| 要介護5 | 871単位 | 8,710円 | 871円 | 1,742円 | 2,613円 |

ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。また上記基本施設サービス費のほかに、下記加算が発生した場合は自己負担額に追加されます。

1日当たりの利用料金[単位×10円(地域区分:その他)]

| 【加算・減算名】 | 単位数 | 費用額 (10割) | 利用者負担額 | | | |
|------------------------------------|--------|--------------|-----------|------|------|------|
| | | | 1割 | 2割 | 3割 | |
| ① 夜間勤務条件基準を満たさない場合の減算 | | | 所定単位の3%減 | | | |
| ② 定員超過又は職員欠如に該当する場合の減算 | | | 所定単位の30%減 | | | |
| ③ 身体拘束廃止未実施減算 | | | 所定単位の10%減 | | | |
| ④ 安全管理体制未実施減算 | | | 5単位/日減 | | | |
| ⑤ 高齢者虐待防止措置未実施減算 | | | 所定単位の1%減 | | | |
| ⑥ 業務継続計画未策定減算 | | | 所定単位の3%減 | | | |
| ⑦ 栄養管理の基準を満たさない場合の減算 | | | 14単位/日減 | | | |
| ⑧ 日常生活継続支援加算 | (I) | 36単位/日 | 360円 | 36円 | 72円 | 108円 |
| | (II) | 46単位/日 | 460円 | 46円 | 92円 | 138円 |
| ⑨ 看護体制加算 | (I)イ | 6単位/日 | 60円 | 6円 | 12円 | 18円 |
| | (I)ロ | 4単位/日 | 40円 | 4円 | 8円 | 12円 |
| | (II)イ | 13単位/日 | 130円 | 13円 | 26円 | 39円 |
| | (II)ロ | 8単位/日 | 80円 | 8円 | 16円 | 24円 |
| ⑩ 夜勤職員配置加算 | (I)イ | 22単位/日 | 220円 | 22円 | 44円 | 66円 |
| | (I)ロ | 13単位/日 | 130円 | 13円 | 26円 | 39円 |
| | (II)イ | 27単位/日 | 270円 | 27円 | 54円 | 81円 |
| | (II)ロ | 18単位/日 | 180円 | 18円 | 36円 | 54円 |
| | (III)イ | 28単位/日 | 280円 | 28円 | 56円 | 84円 |
| | (III)ロ | 16単位/日 | 160円 | 16円 | 32円 | 48円 |
| | (IV)イ | 33単位/日 | 330円 | 33円 | 66円 | 99円 |
| (IV)ロ | 21単位/日 | 210円 | 21円 | 42円 | 63円 | |
| ⑪ 準ユニットケア加算 | | 5単位/日 | 50円 | 5円 | 10円 | 15円 |
| ⑫ 生活機能向上連携加算 ※個別機能訓練加算を算定している場合 | (I) | 100単位/月 | 1,000円 | 100円 | 200円 | 300円 |
| | (II) | 200単位/月 | 2,000円 | 200円 | 400円 | 600円 |
| | (II)※ | 100単位/月 | 1,000円 | 100円 | 200円 | 300円 |
| ⑬ 個別機能訓練加算 | (I) | 12単位/日 | 120円 | 12円 | 24円 | 36円 |
| | (II) | 20単位/月 | 200円 | 20円 | 40円 | 60円 |
| | (III) | 20単位/月 | 200円 | 20円 | 40円 | 60円 |
| ⑭ ADL維持等加算 | (I) | 30単位/月 | 300円 | 30円 | 60円 | 90円 |
| | (II) | 60単位/月 | 600円 | 60円 | 120円 | 180円 |
| ⑮ 若年性認知症入所者受入加算 | | 120単位/日 | 1,200円 | 120円 | 240円 | 360円 |
| ⑯ 常勤医師配置加算 | | 25単位/日 | 250円 | 25円 | 50円 | 75円 |

| | | | | | | | |
|---------------------------------|---------|---------------------|------------|----------|---------|---------|---------|
| ⑰ 精神科医療養指導加算 | | 5 単位/日 | 50 円 | 5 円 | 10 円 | 15 円 | |
| ⑱ 障害者生活支援体制加算 | (I) | 26 単位/日 | 260 円 | 26 円 | 52 円 | 78 円 | |
| | (II) | 41 単位/日 | 410 円 | 41 円 | 82 円 | 123 円 | |
| ⑲ 外泊時費用 | | 246 単位/日 | 2,460 円 | 246 円 | 492 円 | 738 円 | |
| ⑳ 外泊時在宅サービス利用費用 | | 560 単位/日 | 5,600 円 | 560 円 | 1,120 円 | 1,680 円 | |
| ㉑ 初期加算 | | 30 単位/日 | 300 円 | 30 円 | 60 円 | 90 円 | |
| ㉒ 退所時栄養情報連携加算 | | 70 単位/回 | 700 円 | 70 円 | 140 円 | 210 円 | |
| ㉓ 再入所時栄養連携加算 | | 200 単位/回 | 2,000 円 | 200 円 | 400 円 | 600 円 | |
| ㉔ 退所前訪問相談援助加算 | | 460 単位/回 | 4,600 円 | 460 円 | 920 円 | 1,380 円 | |
| ㉕ 退所後訪問相談援助加算 | | 460 単位/回 | 4,600 円 | 460 円 | 920 円 | 1,380 円 | |
| ㉖ 退所時相談援助加算 | | 400 単位/回 | 4,000 円 | 400 円 | 800 円 | 1,200 円 | |
| ㉗ 退所前連携加算 | | 500 単位/回 | 5,000 円 | 500 円 | 1,000 円 | 1,500 円 | |
| ㉘ 退所時情報提供加算 | | 250 単位/回 | 2,500 円 | 250 円 | 500 円 | 750 円 | |
| ㉙ 協力医療機関連携加算 ※R7.3.31 までの単位数 | (1) | 50 単位/月 | 500 円 | 50 円 | 100 円 | 150 円 | |
| | (1) ※ | 100 単位/月 | 1,000 円 | 100 円 | 200 円 | 300 円 | |
| | (2) | 5 単位/月 | 50 円 | 5 円 | 10 円 | 15 円 | |
| ⑳ 栄養マネジメント強化加算 | | 11 単位/日 | 110 円 | 11 円 | 22 円 | 33 円 | |
| ㉑ 経口移行加算 | | 28 単位/日 | 280 円 | 28 円 | 56 円 | 84 円 | |
| ㉒ 経口維持加算 | (I) | 400 単位/月 | 4,000 円 | 400 円 | 800 円 | 1,200 円 | |
| | (II) | 100 単位/月 | 1,000 円 | 100 円 | 200 円 | 300 円 | |
| ㉓ 口腔衛生管理加算 | (I) | 90 単位/月 | 900 円 | 90 円 | 180 円 | 270 円 | |
| | (II) | 110 単位/月 | 1,100 円 | 110 円 | 220 円 | 330 円 | |
| ㉔ 療養食加算 | | 6 単位/回 | 60 円 | 6 円 | 12 円 | 18 円 | |
| ㉕ 特別通院送迎加算 | | 594 単位/月 | 5,940 円 | 594 円 | 1,188 円 | 1,782 円 | |
| ㉖ 配置医師緊急時対応加算 | (勤務時間外) | 325 単位/回 | 3,250 円 | 325 円 | 650 円 | 975 円 | |
| | (早朝・夜間) | 650 単位/回 | 6,500 円 | 650 円 | 1,300 円 | 1,950 円 | |
| | (深夜) | 1,300 単位/回 | 13,000 円 | 1,300 円 | 2,600 円 | 3,900 円 | |
| ㉗ 看取り 介護加算 | (I) | 死亡日以前 31 日以上 45 日以下 | 72 単位/日 | 720 円 | 72 円 | 144 円 | 216 円 |
| | | 死亡日以前 4 日以上 30 日以下 | 144 単位/日 | 1,440 円 | 144 円 | 288 円 | 432 円 |
| | | 死亡日以前 2 日又は 3 日 | 680 単位/日 | 6,800 円 | 680 円 | 1,360 円 | 2,040 円 |
| | | 死亡日 | 1,280 単位/日 | 12,800 円 | 1,280 円 | 2,560 円 | 3,840 円 |
| | (II) | 死亡日以前 31 日以上 45 日以下 | 72 単位/日 | 720 円 | 72 円 | 144 円 | 216 円 |
| | | 死亡日以前 4 日以上 30 日以下 | 144 単位/日 | 1,440 円 | 144 円 | 288 円 | 432 円 |
| 死亡日以前 2 日又は 3 日 | | 780 単位/日 | 7,800 円 | 780 円 | 1,560 円 | 2,340 円 | |

| | | | | | | | |
|--------------------|-----|-----|-------------------|----------|---------|---------|---------|
| ⑳ 看取り | (Ⅱ) | 死亡日 | 1,580 単位/日 | 15,800 円 | 1,580 円 | 3,160 円 | 4,740 円 |
| ㉑ 在宅復帰支援機能加算 | | | 10 単位/日 | 100 円 | 10 円 | 20 円 | 30 円 |
| ㉒ 在宅・入所相互利用加算 | | | 40 単位/日 | 400 円 | 40 円 | 80 円 | 120 円 |
| ㉓ 認知症専門ケア加算 | (Ⅰ) | | 3 単位/日 | 30 円 | 3 円 | 6 円 | 9 円 |
| | (Ⅱ) | | 4 単位/日 | 40 円 | 4 円 | 8 円 | 12 円 |
| ㉔ 認知症チームケア推進加算 | (Ⅰ) | | 150 単位/月 | 1,500 円 | 150 円 | 300 円 | 450 円 |
| | (Ⅱ) | | 120 単位/月 | 1,200 円 | 120 円 | 240 円 | 360 円 |
| ㉕ 認知症行動・心理症状緊急対応加算 | | | 200 単位/日 | 2,000 円 | 200 円 | 400 円 | 600 円 |
| ㉖ 褥瘡マネジメント加算 | (Ⅰ) | | 3 単位/月 | 30 円 | 3 円 | 6 円 | 9 円 |
| | (Ⅱ) | | 13 単位/月 | 130 円 | 13 円 | 26 円 | 39 円 |
| ㉗ 排せつ支援加算 | (Ⅰ) | | 10 単位/月 | 100 円 | 10 円 | 20 円 | 30 円 |
| | (Ⅱ) | | 15 単位/月 | 150 円 | 15 円 | 30 円 | 45 円 |
| | (Ⅲ) | | 20 単位/月 | 200 円 | 20 円 | 40 円 | 60 円 |
| ㉘ 自立支援促進加算 | | | 280 単位/月 | 2,800 円 | 280 円 | 560 円 | 840 円 |
| ㉙ 科学的介護推進体制加算 | (Ⅰ) | | 40 単位/月 | 400 円 | 40 円 | 80 円 | 120 円 |
| | (Ⅱ) | | 50 単位/月 | 500 円 | 50 円 | 100 円 | 150 円 |
| ㉚ 安全対策体制加算 | | | 20 単位/回 | 200 円 | 20 円 | 40 円 | 60 円 |
| ㉛ 高齢者施設等感染対策向上加算 | (Ⅰ) | | 10 単位/月 | 100 円 | 10 円 | 20 円 | 30 円 |
| | (Ⅱ) | | 5 単位/月 | 50 円 | 5 円 | 10 円 | 15 円 |
| ㉜ 新興感染症等施設療養費 | | | 240 単位/日 | 2,400 円 | 240 円 | 480 円 | 720 円 |
| ㉝ 生産性向上推進体制加算 | (Ⅰ) | | 100 単位/月 | 1,000 円 | 100 円 | 200 円 | 300 円 |
| | (Ⅱ) | | 10 単位/月 | 100 円 | 10 円 | 20 円 | 30 円 |
| ㉞ サービス提供体制強化加算 | (Ⅰ) | | 22 単位/日 | 220 円 | 22 円 | 44 円 | 66 円 |
| | (Ⅱ) | | 18 単位/日 | 180 円 | 18 円 | 36 円 | 54 円 |
| | (Ⅲ) | | 6 単位/日 | 60 円 | 6 円 | 12 円 | 18 円 |
| 介護職員等処遇改善加算 | (Ⅰ) | | 1 月につき所定単位の 14.0% | | | | |
| | (Ⅱ) | | 1 月につき所定単位の 13.6% | | | | |
| | (Ⅲ) | | 1 月につき所定単位の 11.3% | | | | |
| | (Ⅳ) | | 1 月につき所定単位の 9.0% | | | | |

① 夜間勤務条件基準を満たさない場合の減算

事業所の夜勤を行う職員について、人員基準上の満たすべき員数を下回っている場合に一定割合を減算

② 定員超過又は職員欠如に該当する場合の減算

事業所の利用定員を上回る入所者の利用又は事業所の看護職員及び介護職員の人員基準上満たすべき員数を下回っている場合に一定割合を減算

③ 身体拘束廃止未実施減算

身体拘束等の適正化を図るための措置*が講じられていない場合

*身体拘束等の適正化を図るための措置

- ・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること
- ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催すると共に、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること
- ・身体拘束等の適正化のための指針を整備すること
- ・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること

※経過措置は1年

④ 安全管理体制未実施減算

介護施設での事故を未然に防ぐために、強化対策（安全管理体制）を講じていない場合

⑤ 高齢者虐待防止措置未実施減算

虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合

⑥ 業務継続計画未策定減算

感染症や非常災害の発生時において業務継続計画（入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための計画の策定や、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画）を策定していない、又は業務継続計画に従って必要となる措置を講じていない場合

※2025（令和7）年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」の整備及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合は減算適用になりません。

⑦ 栄養管理の基準を満たさない場合の減算

栄養管理について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合

⑧ 日常生活継続支援加算

認知症高齢者等が一定割合以上入所してかつ介護福祉士資格を有する職員を一定の割合配置した場合

⑨ 看護体制加算

常勤の看護師配置と、一定以上の看護師配置をしている場合

⑩ 夜勤職員配置加算

夜勤を行う職員配置基準を超えて職員配置した場合

⑪ 準ユニットケア加算

厚生労働大臣が定める準ユニットの設備基準、人員配置基準を満たしている場合。

⑫ 生活機能向上連携加算

自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、外部のリハビリ専門職と連携し、訓練を実施した場合

⑬ 個別機能訓練加算

機能訓練指導員により個別機能訓練計画を実施した場合

⑭ ADL維持等加算

入所者の日常生活動作（ADL）を Barthel Index（バーセルインデックス）*という指標を用いて、6月ごとの状態変化がみられた場合

* Barthel Index（バーセルインデックス）広く用いられているADLを評価する指標です。食事、車いすからベッドへの移動、整容、トイレ動作、入浴、歩行、階段昇降、着替え、排便コントロール、排尿コ

ントロールの10項目を5点刻みで点数化し、その合計を100点満点で評価する仕組みです。

- ⑮ 若年性認知症入所者受入加算
若年性認知症患者の特性やニーズに対応したサービス提供を行った場合
- ⑯ 常勤医師配置加算
常勤専従の医師を1名以上配置している場合
- ⑰ 精神科医療養指導加算
認知症を有する高齢者が全入所者の3分の1以上を占めていて、精神科医師の定期的な療養指導が月2回以上行われた場合
- ⑱ 障害者生活支援体制加算
入所している視覚障害者の人数や割合を満たし、専従常勤の障害者生活支援専門員を配置している場合
- ⑲ 外泊時費用（居宅サービスを利用した場合）
介護老人福祉施設の入所者が病院又は診療所への入院を要した場合、及び居宅に外泊した場合
* 1月につき6回まで。
- ⑳ 外泊時在宅サービス利用費用
介護老人福祉施設の入所者が居宅に外泊し、特別養護老人ホーム等から提供される在宅サービスを受けた場合
* 1月につき6回まで。外泊時費用を算定している場合は算定できません。
- ㉑ 初期加算
介護保険施設等の利用開始にあたって、入所者が施設等での生活に慣れるために行う場合。入所・入居・登録をした日から起算して30日以内
- ㉒ 退所時栄養情報連携加算
介護保険施設から居宅、他の介護保険施設等に退所する方の栄養管理に関する情報連携が切れ目なく行われるようにする観点から、介護保険施設の管理栄養士が、介護保険施設の入所等の栄養管理に関する情報について、他の介護保険施設や医療機関等に提供する場合
- ㉓ 再入所時栄養連携加算
退所した入所者が再度入所した場合に、初回の入所時との栄養ケア計画の作成とは大きくことなるため、施設の管理栄養士と連携する病院の管理栄養士とが、連携して栄養ケア計画を作成した場合
- ㉔ 退所前訪問相談援助加算
入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って介護支援専門員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員又は医師が、当該入所者の居宅等を訪問し、退所後の介護サービスについての相談援助や連絡調整等を行った場合
- ㉕ 退所後訪問相談援助加算
退所後30日以内に当該入所者の居宅等を訪問し、入所者及びその家族等への相談援助や連絡調整等を行った場合
- ㉖ 退所時相談援助加算
入所期間が1月を超えると見込まれる入所者及びその家族等に対して、退所後の介護サービスについての相談援助を行い、かつ、退所から2週間以内に市町村及び老人介護支援センターに対して入所者の介護状況を示す文書を添えて情報提供している場合
- ㉗ 退所前連携加算
入所期間が1月を超える入所者の退所に先立って、居宅介護支援事業者に対して入所者の介護状況を示

す文書を添えて情報提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退所後のサービス利用に関する調整を行った場合

㉘ 退所時情報提供加算

入所者が医療機関へ退所した場合に医療機関へ生活支援上の留意点等の情報を提供することを評価

㉙ 協力医療機関連携加算

介護保険施設等において、定期的なカンファレンスの実施による協力医療機関*との連携体制の構築をした場合

(1) 協力医療機関の要件ア～ウを満たす場合

(2) それ以外の場合

*協力医療機関の要件

ア 入所者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う帯背を常時確保していること

イ 高齢者施設等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること

ウ 入所者等の病状が急変した場合等において、入院を要すると認められた入所者等の入院を原則として受け入れる体制を確保していること

㉚ 栄養マネジメント強化加算

管理栄養士を常勤換算方式で入所者の数を50（施設に常勤栄養士を1人以上配置し、給食管理を行っている場合は70）で除して得た数以上配置しており、低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、医師、管理栄養士、看護師などが共同して作成した栄養ケア計画に従って、食事の観察（ミールラウンド）を週3回以上行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好などを踏まえた食事の調整などを実施した場合

㉛ 経口移行加算

経管栄養の入所者ごとに経口移行計画を作成し、計画に従った栄養管理・支援を行った場合

㉜ 経口維持加算

医師の指示に基づき、多職種が共同して、現に経口により食事を摂取する者であって摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、入所者の栄養管理をするための会議等を行い、入所者ごとに経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成し、当該計画に従い、要件を満たす多職種による支援が行われた場合

㉝ 口腔衛生管理加算

歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に口腔ケアに関する技術的助言及び指導を月1回以上実施し、技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されている場合

㉞ 療養食加算

療養食の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されており、入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の療養食の提供が行われている場合

㉟ 特別通院送迎加算

透析を要する入所者であって、その家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事情がある方に対して、1月12回以上、通院のため送迎を行った場合

㊱ 配置医師緊急時対応加算（早朝・夜間、深夜、通常の勤務時間外の場合）

複数名の配置医師を配置、又は配置医師と協力医療機関の医師が連携し、施設の求めに応じて24時間対

応できる体制を確保しており、施設の求めに応じて、早朝、夜間又は深夜又は配置医師の通常の勤務時間外に訪問診療し、診療を行った理由を記録した場合

⑳ 看取り介護加算

医師が回復の見込がないと判断した入所者に対して、人生の最期の時までその人らしさを維持できるように、入所者やご家族の意思を尊重して、医師、看護師、看護職員が連携を保ちながら看取りをする場合

㉑ 在宅復帰支援機能加算

在宅復帰支援を積極的に行い、一定割合（20％）以上の在宅復帰を実現した場合

㉒ 在宅・入所相互利用加算

在宅生活を継続する観点から、予め在宅期間及び入所期間を定め、当該施設の居室を計画的に利用しているおり、在宅での生活期間中の介護支援専門員と施設の介護支援専門員との間で情報交換を行い、双方合意の上、介護に関する目標及び方針を定め、入所者又はその家族等に対して当該目標及び方針の内容を説明し、同意を得ている場合

㉓ 認知症専門ケア加算

認知症自立度Ⅲ以上の入所者の割合が50％以上の施設において、認知症介護実践リーダー研修修了者を

①認知症自立度Ⅲ以上の者が20人未満の場合は1人以上、②20人以上の場合は10人ごとに1人以上配置し、認知症に関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催している場合

㉔ 認知症チームケア推進加算

施設における入所者の総数のうち、「周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者」の占める割合が2分の1以上

「行動・心理症状の予防・出現時の早期対応に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修」を修了している者、又は「認知症介護に係る専門的な研修」および「認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修」を修了した者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員からなる行動・心理症状に対応するチームを組んでいる

対象者個別に行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施

行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、行動・心理症状の有無・程度の定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を実施している場合

㉕ 認知症行動・心理症状緊急対応加算

医師により、認知症の行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であり、緊急的な入所が適当であると判断された者に対しサービスを行った場合

㉖ 褥瘡マネジメント加算

褥瘡管理に係る質の向上を図るため、多職種の間により、入所者が褥瘡管理を要する要因の分析を踏まえた褥瘡ケア計画の作成（PLAN）、当該計画に基づく褥瘡管理の実施（DO）、当該実施内容の評価（CHECK）とその結果を踏まえた当該計画の見直し（ACTION）といったサイクル（以下「PDCA」という。）の構築を通じて、継続的に褥瘡管理に係る質の管理を行った場合

㉗ 排せつ支援加算

排せつに介護を要する入所者であって、適切な対応を行うことにより要介護状態を軽減できると医師又は医師と連携した看護師が判断した者に対し、多職種が共同して、排せつに介護を要する原因について分析し、分析結果に基づいた支援計画を作成、当該支援計画に基づく支援を継続的に実施した場合

㉘ 自立支援促進加算

介護保険施設において、入所者が尊厳を保持し、能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、支援計画に基づく必要な取り組みを実施した場合

④⑥ 科学的介護推進体制加算

さまざまなケアにより記録している入所者の状態像に関する情報について、科学的介護情報システム（LIFE・ライフ）へのデータ提出とフィードバックの活用により、PDCAサイクルの推進とケアの質の向上を図る取り組みを実施した場合

④⑦ 安全対策体制加算（入所初日）

入所者の介護事故による怪我・死亡を防ぐために、日頃から事故防止に関する研修や情報共有の機会を定期的実施している場合、入所者につき、入所初日に限って算定

④⑧ 高齢者施設等感染対策向上加算

新興感染症の発生時等に感染者の診療等を実施する医療機関（協定締結医療機関）との連携体制を構築しており、新興感染症以外の一般的な感染症*協力医療機関等と感染症発生時における診療等の対応を取り決めるとともに、当該協力医療機関等と連携の上、適切な対応を行っている。*新型コロナウイルス感染症を含む。

感染症対策にかかる一定の要件を満たす医療機関等や地域の医師会が定期的に主催する感染対策に関する研修に参加し、助言や指導を受け、また感染対策に係る一定の要件を満たす医療機関から、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等の実地指導を受けた場合

④⑨ 新興感染症等施設療養費

入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症*に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合

*現時点において指定されている感染症はありません

⑤⑩ 生産性向上推進体制加算

介護ロボットやICT等の導入後の継続的なテクノロジー活用を支援するため、見守り機器等のテクノロジーを導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行うとともに、効果に関するデータ提出を行う場合

⑤⑪ サービス提供体制強化加算

介護福祉士の資格者等、経験豊富な職員を一定の割合配置

※サービス提供体制強化加算（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）又は日常生活継続支援加算のいずれかのみ算定可

⑤⑫ 介護職員等処遇改善加算

介護職員のキャリアアップの仕組みを作ったり職場環境の改善を行ったりした施設に対して支給される

〈居住費（滞在費）・食費の負担軽減（負担限度額認定）〉

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けられておられる方の場合は、市町村へ申請をすることにより、「介護保険負担限度額認定証」が交付され、居住費（滞在費）・食費の負担が軽減される場合があります。

なお、居住費と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

■ (日 額)

| 対象者 | | 区分 利用者 負担 | 居住費 | | 食費 | | | | |
|----------------------------|-----------------------------------|-----------------|------|--------|--------|-----------|------|------|------|
| | | | 多床室 | 従来型個室 | | | | | |
| 生活保護受給のかた | | 段階 1 | 0円 | 380円 | 300円 | | | | |
| 世帯全員が | 市町村民税非課税の 老年福祉年金受給のかた | | | | | | | | |
| | 市町村民税非課税かつ 本人年金収入等80万円以下の 方 | | | | | 段階 2 | 430円 | 480円 | 390円 |
| | 非課税かつ本人年金収入等が 80万円超120万円以下 | | | | | 段階 3 ① | 430円 | 880円 | 650円 |
| | 非課税かつ本人年金収入等が 120万円超 | 段階 3 ② | 430円 | 880円 | 1,360円 | | | | |
| 世帯に課税の方がいるか、 本人が市町村民税課税 | | 段階 4 | 915円 | 1,231円 | 1,445円 | | | | |

(2)介護保険の給付対象にならないサービス（契約書第5条）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。又経済状況の著しい変化
その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に
変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までに御説明します。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 特別な食事（酒類、果物、嗜好品等）

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

② 理髪・美容

〔理髪サービス〕

3か月に1回、美容師の出張による美髪サービスをご利用いただけます。

利用料金：要した費用の実費

③ 貴重品の管理

ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通
りです。

○管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金

○お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書

○保管管理者：施設長

○出納方法：手続きの概要は以下の通りです。

・ 預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、所定の届出書を保管管理者へ提出して
いただきます。（代理・代筆可）

・ 保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。

- ・ 保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成並びに保管し、ご契約者からの請求の都度又定期的に提示致します。

○ 利用料金：1か月当たり 1,000円

④ レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただく事ができます。利用料金：材料代等の実費をいただきます。又行事等においても要した費用の実費をお支払い頂く場合があります。

i) 主なレクリエーション行事等の〈例〉

| | 行事とその内容 (例) | 備 考 |
|-----|--|--------------------|
| 4月 | 花見会—近くの桜の名勝へ出かけます。 | |
| 5月 | 創立記念日—食事をまじえ、お祝いの会を行います | |
| 8月 | お盆法要—壺阪寺より僧侶にお越し頂き、物故者等の供養を行います。 | ※希望者はお塔婆の申込みもできます。 |
| 9月 | 敬老長寿祝賀会—敬老の日に因んで長寿お祝いの会を行います 秋の彼岸法要 | ※希望者はお塔婆の申込みもできます。 |
| 12月 | 忘年会—食事をまじえ、催し物を楽しみます。 | |
| 1月 | 新年式—新しい年を迎え、気を新たに挨拶会を行います。 | |
| 2月 | 節分会—施設内で豆まきをし、旧正月を祝ってお楽しみ会を行います。 | |
| 3月 | 雛祭り—雛飾りを囲み茶話会を行います。 春の彼岸法要 | ※希望者はお塔婆の申込みもできます。 |

ii) クラブ活動

書道、俳句、茶道、工作等 (材料代等の実費をいただきます。)

⑤ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

⑥ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

購入品等の実費 (御希望による衣類、靴等) 又消費電力の大きい電化製品 (電気毛布等) ご使用の場合電気代実費相当分をご負担頂く場合もあります。

おむつ代は介護保険給付対象となっておりますのでご負担の必要はありません。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第7条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月25日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

- ア. 窓口での現金支払い
- イ. 下記指定口座への振り込み
南都銀行 高取支店 普通預金 56060 社会福祉法人壺阪寺聚徳会
- ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

(ア) 協力病院

| | |
|---------|----------------------|
| 医療機関の名称 | 南和広域医療企業団南奈良総合医療センター |
| 所在地 | 奈良県吉野郡大淀町大字福神8番1 |
| 診療科 | 全般 |

(イ) 協力歯科医療機関

| | |
|---------|----------------|
| 医療機関の名称 | たいよう歯科 |
| 所在地 | 磯城郡田原本町阪手187-6 |

6 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくこととなります。

（契約書第16条参照）

- ① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
（但し、ご契約者が平成12年3月31日以前からホームに入所している場合、
本号は、平成17年3月31日までは適用されません。）
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

- (1) ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第17条、第18条参照）
契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。
その場合には、退所を希望する日の14日前までに解約届出書をご提出下さい。
ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

- (2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第19条参照）
以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが1か月以上遅延し、相当期間（3ヶ月）を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護医療院に入院した場合

* 契約者が病院等に入院された場合の対応について*（契約書第19・23条参照）
当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 3か月以内の退院が見込まれない場合

3か月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。
この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

② 検査入院等、短期入院の場合

1ヶ月につき6日以内（連続して7泊、複数の月にまたがる場合は12泊）の短期入院の場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。（1日当たり 246円）

〈入院期間中の利用料金〉

上記、入院期間中の利用料金については、介護保険から給付される費用の一部をご負担いただくものです。

(3) 円滑な退所のための援助（契約書第20条参照）

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

※ご契約者が退所後、在宅に戻られる場合には、その際の相談援助にかかる費用として1,030円（介護保険から給付される費用の一部）をご負担頂く場合もあります。

7 残置物引取人

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。

ただし、入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品(残置物)をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。（契約書第22条参照）

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

8 緊急時の対応方法

入居中に容体の変化等があった場合は、事前のうちはあわせにより、主治医、救急隊、親族等へ連絡をいたします。

| | | |
|--------------|-----------|--|
| 主治医 | 主治医氏名 | |
| | 連絡先・医療機関名 | |
| | 電話 | |
| 御家族(1) 続柄 | 氏名 | |
| | 電話 | |
| 御家族(2) 続柄 | 氏名 | |
| | 電話 | |

9 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）曾和 建樹

〔職名〕 生活相談員

○受付時間 毎週月曜日～金曜日

10:00～16:00

(2) 行政機関その他苦情受付機関

| | | |
|-------------------------------------|------|------------------------------|
| 高取町健康福祉課 | 所在地 | 奈良県高市郡高取町観覚寺990-1 |
| | 電話番号 | 0744-52-3334 |
| 奈良県国民健康保険団体連合会 | 所在地 | 奈良県橿原市大久保町302-1 |
| | 電話番号 | 0744-21-6822 0120-21-6899 |
| 奈良県運営適正化委員会 (奈良県社会福祉協議会地域福祉課第2係) | 所在地 | 奈良県橿原市大久保町320-11 |
| | 電話番号 | 0744-29-0100 |

10 福祉サービス第三者評価の実施状況

第三者評価は未実施。

11 事故発生時の対応

入居者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、入居者のご家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

12 非常災害時の対策

非常災害（地震、火災等）が発生した場合は、人命救助を第一に対策を講じます。また、可能な限り関係各署に協力を依頼するとともに、災害状況の把握に努め、引き続き適正な措置を行い安全確保に努めます。また、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとし、可能な限り関係各署に協力を依頼するとともに、災害状況の把握に努め、引き続き適正な措置を行い安全確保に努めます。

13 虐待防止について

事業所は、利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止する為、次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための指針の整備

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を図る。

- (3) 従事者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施。
- (4) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

14 身体拘束の禁止

原則として、入所者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむをえない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に入所者及び代理人へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

15 ハラスメント対策について

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従事者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

16 感染症まん延防止について

事業所は、すべての従事者に対し、健康診断を定期的実施するとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生しないよう、又はまん延しないよう、必要な措置を講じるものとする。

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 光 明 園

説明者職名 生活相談員

氏 名 川勝 鈴香 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始（ 年 月 日開始）に同意しました。

利用者住所

氏 名 印

私は本人に代わり上記署名を行いました。

代理人住所

氏 名 印

※この重要事項説明書は、厚生省令第39号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、入所申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

〈重要事項説明書付属文書〉

1 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 平屋一部二階建（耐火建築）

(2) 建物の延べ床面積 1,692.53㎡

(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

〔短期入所生活介護事業〕

平成12年4月1日指定 奈良県2972700021号 定員10名

〔通所介護事業〕

平成12年4月1日指定 奈良県2972700054号 定員20名

〔居宅介護支援事業〕

平成12年4月1日指定 奈良県2972700062号

(4) 施設の周辺環境

当事業所は、壺阪寺より約3km北西に位置する閑静で緑豊かな場所にあり、高取町役場へも至便です。

2 運営規定の概要

| | |
|-----------------|--|
| フリガナ | シャカイフクシホジツボ 壺阪ラッシュトカイ トベツヨコ ロジ ホムコウヨエン |
| 事業所名 | 社会福祉法人壺阪寺聚徳会 特別養護老人ホーム光明園 |
| 所在地 | 〒635-1013 奈良県高市郡高取町清水谷 150 番地の 5 |
| 連絡先（電話番号） | 0744-52-2960 |
| サービスの種類 | 介護老人福祉施設 |
| 事業所番号 | 2972700021 号 |
| フリガナ | アタシ ヤスヒ |
| 施設長（管理者） | 新子 康文 |
| 利用定員 | 50 名 |
| 利用料 （法定代理受領） | 厚生労働大臣が定める基準によるものとし、「介護保険負担割合証」に記載された割合の額とする。 食費、居住費については負担限度額を受けている場合には「介護保険負担限度額認定証」に記載されている負担限度額とする。 |
| その他の費用 | 利用者の希望による日常生活費や理美容代 実費 |
| 備考 | |

3 職員の配置状況

〈配置職員の職種〉

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
3名の利用者に対して1名の介護職員(看護職員を含む)を配置しています。

生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
1名の生活指導員を配置しています。

看護職員…主にご契約者の健康管理や療養上の世話を行います。日常生活上の介護、介助等も行います。
2名以上の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員…ご契約者の機能訓練を担当します。
看護婦等が兼務しております。

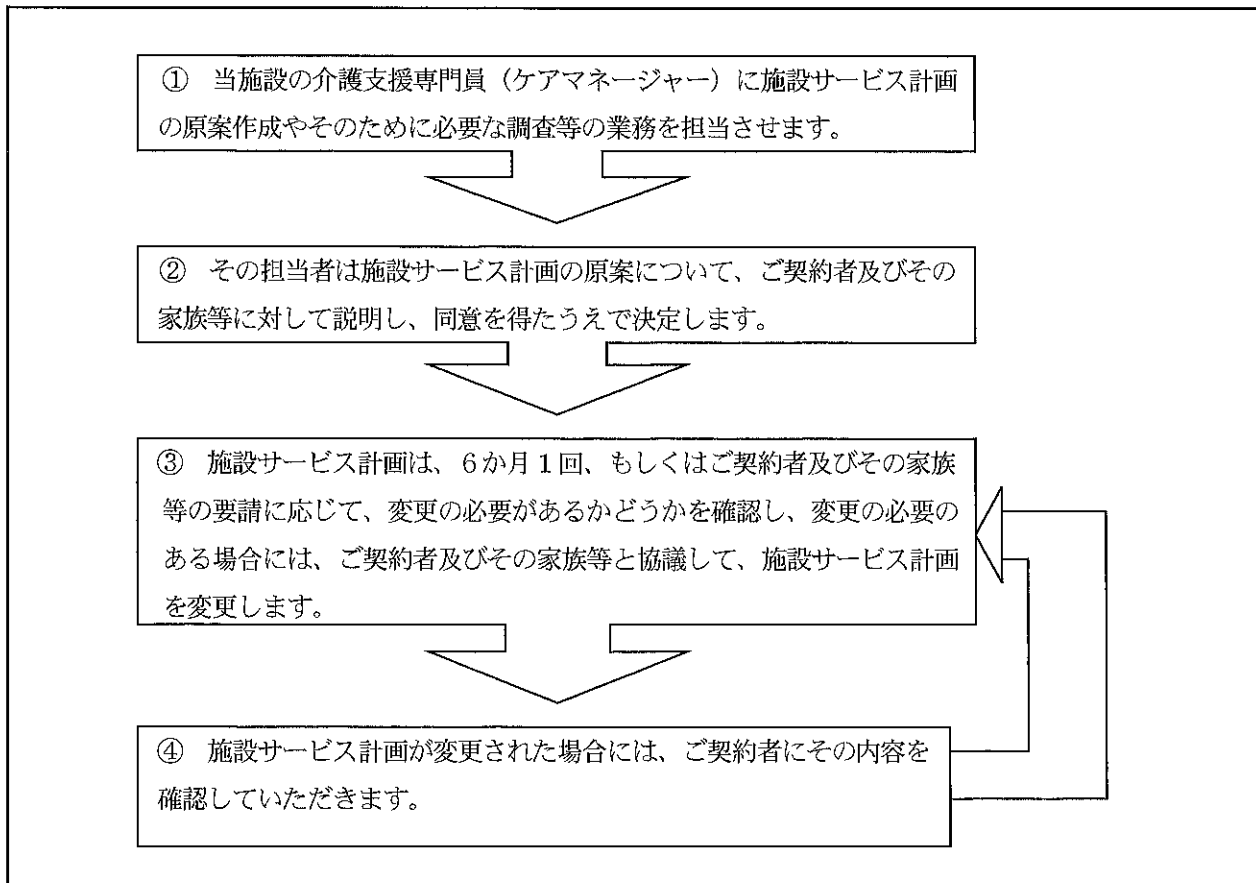
介護支援専門員…ご契約者に係る施設サービス計画(ケアプラン)を作成します。
生活相談員等が兼ねる場合もあります。
1名の介護支援専門員を配置しています。

医師…ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。
1名の医師(嘱託医)を配置しています。

4 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画(ケアプラン)」に定めます。

「施設サービス計画(ケアプラン)」の作成及びその変更は次の通り行います。(契約書第2条参照)



5 サービス提供における事業者の義務

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ 原則、ご契約者が受けている要介護認定の有効期間満了日の 30 日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥ ご契約者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、ご契約者のご家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。(事故発生時の対応)
- ⑦ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、緊急やむを得ない場合を除いて、あらかじめご契約者の同意を得ます。

6 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) お持込の制限

入所にあたり、危険或いは不都合が生じると判断できる物品等は、原則として持ち込むことができません。先ずはご相談下さい。

(2) 面会

面会時間 10:00～17:00 (原則)

※来訪者は、その都度職員に届け出てください。又食物の持込は必ずお届け下さい。

※所定時間以外での面会をご希望される場合は、事前に必ずご相談下さい。

(3) 外出・外泊 (契約書第23条参照)

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

但し、外泊については、1か月につき連続して7泊、複数の月をまたがる場合には連続して12泊以内とさせていただきます。

なお、外泊期間中、1日につき246円 (介護保険から給付される費用の一部) をご負担いただきます。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。1日の食事（朝昼夕の全て）を摂られなかった場合には、重要事項説明書5(1)に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

(5) 施設・設備の使用上の注意（契約書第11条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意又は過失により、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

7 損害賠償について

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じます。

（契約書第13条、第14条参照）